

事件番号 平成18年(ワ)第8280号, 平成19年(ワ)第9419号

霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

次回期日 2007年(平成19年)12月18日 午前11時00分

原告 菅原龍憲 外9名

被告 靖国神社 外1名

原告第16準備書面

(被告国, 同靖国神社の共同行為による靖国神社合祀

— 「新編靖国神社問題資料集」から明らかになったこと・その1)

2007年12月12日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井上二郎 (代表)

弁護士 加島宏 (事務局)

外 9 名

(記名捺印欄 別紙)

記

—— 本書面の目的 ——

国立国会図書館調査及び立法考査局編「新編 靖国神社問題資料集」（以下、新資料集という）が公開した資料は、これまで霧のベールに覆われてきた靖国神社合祀の実態を相当程度明らかにした。

敗戦後においても、被告国は旧陸・海軍省から引き継いだ合祀資格審査基準関係文書に基づき、合祀適格者の「氏名等」を調査収集し、これを取りまとめて被告靖国神社へ提供し続けた。国の管理を離れ一宗教法人となった被告靖国神社は、被告国からのこの提供資料に基づきはじめて合祀対象となる戦没者を認知、改めて合祀者を決定・合祀し、遺族への合祀通知を発送してきたのである。

本書面の目的は、新資料集が明らかにした事実から、本件訴訟との関係で、次の点を明らかにすることにある。

- 1 敗戦までは大日本帝国陸・海軍省が行ってきた戦没者の（合祀祭そのものを除く）靖国神社合祀事務を、敗戦後においても被告国の機関がそのまま継承し、合祀予定者ないし合祀適格者の「氏名等」の個人情報積極的に収集し、被告靖国神社に提供し続けた。
- 2 被告国が同靖国神社のためにした合祀予定者ないし合祀適格者の「氏名等」個人情報提供の動機・提供方法、その作業に投入された国家公務員・地方公務員の膨大な労力等の資源、被告国から同靖国神社に働きかけて行われた度重なる打合せ等々、明らかになった事実が示す合祀支援・協力の実態は、それなくしては被告靖国神社による戦没者の認知も、最終的な合祀者の選別決定も、合祀祭執行もあり得なかったという意味で、合祀の不可欠の前提をなしており、まさに被告国と同靖国神社の共同行為による戦没者合祀と呼ぶに相応しい。被告国の関与の内容は、とうてい戦没者に関する「照会に対する回答」，「行政サービス」，あるいは遺族に対する精神的援護などと言い逃れができるものではない。

- 3 原告らが、その肉親の靖國神社合祀によって日々被っている精神的苦痛は、被告国と同靖國神社とのかような意味での共同行為によってもたらされたものに他ならない。

——「新編 靖国神社問題資料集」とは——

小泉内閣時代に内閣総理大臣や閣僚による靖国参拝の是非に関する論議が再燃したことなどを受け、国立国会図書館は２００６（平成１８）年１月、新資料集に収録すべき記録の調査・収集作業を開始した。１年余りの作業を終えて、２００７（平成１９）年３月２８日、新資料集を国会に提出した。

新資料集は、同図書館によって３１年前に刊行された『靖国神社問題資料集』（以下、旧資料集という）の続編をなすものだが、分量的にはその６倍にも及ぶＡ４判で１２００ページを超える大部なものである。合祀者の資格審査に関する被告靖國神社所蔵文書や、旧厚生省が合祀事務への協力を各都道府県に指示した文書など、これまで存在しないとされてきた資料や、非公開だった資料を含め８０８点を収録している。国会図書館のホームページでも本日現在まだ公開されており、ダウンロードが可能である（甲総７号証はその合祀関係文書部分を抜粋し拡大コピーしたもの、同８号証は新資料集全文をダウンロードしたＣＤである）。

第 1 敗戦の直前、および占領期の靖國神社合祀

1 新資料集が明らかにした敗戦までの靖國神社合祀基準

(1) 敗戦までの合祀基準が判明した経緯

- (1) 靖國神社の敗戦前の合祀基準については、これまでは、「陸海軍省で一定の基準を定めていたようであるが、極秘に取り扱われていたため確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである。（中略）昭和 17 年ごろ、すなわち大東亜戦争戦没者の合祀審議を行うようになって、はじめて『合祀資格審査内規』のようなものを前例に基づいて作成し、審査委員のみに配布されたようである」（旧資料集 3～4 頁掲載の被告靖國神社回答文書）とされていただけで、直接資料はまったく公にされていなかった。
- (2) しかし、上記回答は事実と反していた。実際には、被告靖國神社は敗戦後 1948（昭和 23）年秋には旧陸・海軍省から合祀事務関係資料一式を継承し（**3 項(3)**で後述する。被告国にも別本が残された）、「靖國神社合祀者資格審査綴」（全 8 冊）の第 1・2 冊として保存していたのである。

被告靖國神社は何らかの意図の下、今回はこれまでの姿勢を転換した。国立国会図書館立法考査局の新たな調査に応じて、継承した上記資料を閲覧させ、その一部については新資料集に登載することまで承諾した（新資料集 5 頁下段～6 頁上段。以下、頁数のみの表示はすべて新資料集のものである）。

「確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである。」とする前記引用の「事実と反する回答」は、靖國神社国家護持法案が国会で審議されていた当時の政治状況に影響を与えないよう、同被告なりの考慮を働かせてなされたものであらうと、新資料集の解題者は指摘している（11 頁下段～12 頁上段）。

- (3) 解題者はまた、靖國神社合祀の基準と手続については、「大正期以降昭和

戦前期まで、極めて体系的な基準と詳細な手続による個別の資格審査が行われてきたのである。」と述べ、「体系的基準」の存在と、「詳細な個別審査」の存在を指摘している。

その上で、「靖国神社合祀者資格審査綴」（全8冊）の第1・2冊は被告靖国神社が今なお外部非公開としている「現用文書」であることに配慮して、戦前の陸海軍関係文書のうち資格審査方針の変遷を知る上で基本的なものだけを選定・収録したとしている（5頁下段～6頁上段）。

(2) 資料から判明した敗戦までの靖国神社合祀基準

(4) このような配慮をしつつ選定・収録された基本的資料は、満州事変以降の戦没者合祀に関するもの（の一部）に限られている。その中に、陸軍大臣東條英機が1944（昭和19）年7月15日付で発した「靖国神社合祀者調査及上申¹内則²」（陸密第2953号）とその添付様式類・記載要領（42～53頁【51】～【65】）、および「靖国神社合祀資格審査内規案」（54頁【66】、ならびに「（合祀資格審査内規別表）資格審査上留意すべき事項」、「靖国神社合祀者の調査詮衡及上申名簿の調整進達上の注意」がある（57～64頁【67】、【68】））。

(5) これら内則等が定める合祀に関する「体系的基準」のうち、本体の内則の中核部分を抜粋して掲載すると次のとおりである。

第一条 靖国神社の御創建は一に叡慮に出づ 仍ち其の合祀は戦役事変に際し
国家の大事に斃れたる者に対する神聖無比の恩典なり 上申の衝に当たるものは
思を深く茲に致し 常に敬虔にして公明なる心情を以て其の処理に任ずべきものと
す
(中略)

¹ 上司に意見や事情を申し上げること（広辞苑）

² 内部の規則。内規（広辞苑）

第五条 合祀者の上申は 合祀上申と特別合祀上申とに分かつ

第六条 各部隊に於いて上申すべき者は 満州事変、支那事変、大東亜戦争に關し死没したる陸軍軍人軍属にして左の各號に該当するものとす

合祀上申

戦死者又は戦傷死者

特別合祀上申

1, 戦地（事変地）に於いて左の各項に該当し 死没したる者

イ, 特定の 流行病に罹りたる者

マラリア 猩紅熱 痘瘡 コレラ 発疹チフス 腸チフス・・・

ロ, 自己の重大なる過失に因らずして傷痕を受け 若しくは疾病に罹り死没したる者

ハ, 自殺者にして其情状合祀を至当と認むる者

2, 戦地（事変地）以外の地に於いて戦役（事変）に関する特殊の勤務に従事し 之が為傷痕を受け 若しくは疾病に罹り死没したる者にして前號に準ずる者

第七条 前条該当者の選衡上特に留意すべき事項左の如し

生死の確度調査を慎重にし 苟も生存の疑いある者を輕挙に上申せざること

死没の原因が戦役（事変）勤務に直接基因の有無を仔細に審査究明すること

(6) 上記内則等が指示するところは極めて体系的・詳細である。しかしそれでも、同基準に該当する者はすべて合祀されるというほど、合祀は簡単なものではなかった。基準はあくまで各部隊からの「合祀上申」（戦死者・戦傷死者）と「特別合祀上申」（戦病死者・自殺者等）の資格審査基準にすぎず、ようやくこれを満たして上申されても、本省における調査による選別が待っていた。

(7) 上申があつた者に関する本省における調査手続は慎重を極めた。これを單純化して表現すると次のとおりであつた —— 各部隊から陸軍省本省の「祭典掛」に提出された合祀上申名簿記載の死没者は、まず本省内部の「合祀資格調査委員会」によって審査される。その審査をパスすれば委員長次いで陸

軍大臣の決裁を受ける。その上で上奏¹して裁可²を受け、ようやく合祀された（65頁【69】昭和20年春靖国神社合祀者資格審査委員会説明要旨、119頁【119】元陸軍大臣官房祭典掛の業務）。

(3) 厳しい合祀基準、手続の意味するもの

- (8) 上記のように厳格な合祀基準、およびきわめて慎重な手続は何を意味したのか。それは、靖国神社は明治天皇の聖旨により、「国家の大事に斃れたる者」を神として祀り、その遺徳を永遠に顕彰するために創建されたのであるから、同神社に合祀されることは「神聖無比の恩典」（前記内則第一条）とされ、死にざまがそれに相応しい者だけを慎重に選び出すためであった（軍に入る前の生きざまは問われない）。

例えば結核や脳溢血等の通常の病気のため戦場で死亡した者や、重大な過失で戦傷死した者、「其情状合祀を至当と認むる者」以外の自殺者等は、特別合祀上申の対象にもせず、注意深く排除されたのである（逆に、非行を重ねて村の鼻摘み者であったり、家族からも見放されていた者でも、極悪人でも、基準にかなった死に方をすれば合祀された）。

- (9) このように靖国神社合祀は、国家のため・天皇のために死んだかどうかだけが基準であり、村や家族にとって生前どのような存在であったかはまったく無関係であった。それは徹頭徹尾国家の論理による、国家のための戦没者の祀りである。祀られた戦没者は国家の神となるのであり、戦争に駆り出されて帰って来なかった肉親を敬愛追慕、あるいは哀訴する遺族や隣人の感情とは別次元の公的な祀りである。

1938（昭和13）年4月から1945年（昭和20年）1月まで7年間にわたって靖国神社宮司の職にあった陸軍大臣鈴木孝雄が、「靖国神社に

¹ 意見や事情などを天皇に申し上げること（広辞苑）

² 君主が臣下の奏する案文を親裁・許可すること。勅裁（広辞苑）

就いて」（偕行社記事¹ 特号〔部外秘〕第805号，1941年・昭和16年10月）に記した次の論説は，靖國神社合祀のこの本質を伝えて余りある（甲本5号証・大江志乃夫著岩波新書『靖國神社』136～138頁から引用した）。

此の招魂場に於けるところのお祭りは，人霊を其処にお招きする。此の時は人の霊であります。一旦此処で合祀の奉告祭を行います。そうして正殿にお祀りになると，そこで始めて神霊になるのであります。之はよく考えておきませんというと，殊に遺族の方は，其のことを考えまないと，何時までも自分の息子という考えがあつては不可ない。自分の息子じゃない，神様だというような考えをもって戴かなければならぬのですが，人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が，色々の精神方面にまちがった現れ方をしてくるのではないかと思うのです。

・・・遺族の心理状態を考えますというと，・・・どうも自分の一族が神になっておられるんだという頭がある・・・。そうでなく，一旦此処に祀られた以上は，これは国の神様であるという点に，もう一層の気をつけて貰ったらいいいんじゃないかと思います。

遺族は戦没者をどこまでも自分たちの肉親として，敬愛追慕の情からそれぞれの宗教・方式でお祀りするであろうが，靖國神社の合祀はそのような私的な感情を切り離れたところのものである，靖國神社に祀られた戦没者はもはや遺族とつながりのある人霊ではなく，国家の神霊だと理解しなくてははいけない，と鈴木孝雄宮司は説いているのである。

2 敗戦直後の靖國神社合祀

(1) 陸・海軍省解体直前の臨時大招魂祭執行

- (10) 1945（昭和20）年8月14日，御前会議はポツダム宣言受諾を決定，直ちに連合国に申し入れた。翌15日，天皇は終戦の詔勅を放送し，戦争は

¹ 事実上の陸軍現役将校団の機関誌。陸軍省兵務課長が編纂部長を務めていた。

終わった。同月 28 日に米軍先遣隊が、次いで 30 日に連合軍最高司令官マッカーサー元帥が厚木に到着、以後 7 年間に及ぶ日本占領が開始した。

(11) 同年 9 月 2 日¹午前 9 時すぎ、東京湾上の米戦艦ミズーリにおいて、連合軍側はマッカーサー元帥が代表となり、日本側は重光葵政府代表が日本降伏文書に調印、日本の降伏が法的に確定した。その直後からマッカーサーは矢継ぎ早に GHQ（連合軍最高司令部）指令を発し、日本の戦後改革を主導した。

(12) 同年 10 月 4 日、「政治的、民事的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」（いわゆる人権指令）を発した。被告国は、この人権指令やその他の情報から、GHQ の靖國神社初め国家神道への厳しい姿勢を感じとった。

(13) そうした中で、靖國神社を所管していた陸・海軍省は、軍の解体後の靖國神社の将来に危機感を抱き、9 月下旬頃から、「今直ちに英霊の柱数、氏名を調査するは不可能なるも 事務的処理は今後努力することとし 軍の解散前に支那事変、大東亜戦争等の為に死没したる英霊に対」する「大合祀祭」を実施したいと、関係方面に打診した。

しかし、「祭神の氏名明らかならざるものを帝国の神祇として神社に奉斎することは 神社祭祀の本質上全く不可能のことと思料す」と、靖國神社にも、神祇院にも、宮内省にも反対され、結局この「大合祀祭」構想は実現しなかった（113 頁【105】、114 頁【106】）。

(14) その後、上記構想は大きく形を変え、同年 11 月 19 日から 3 日間「臨時大招魂祭」として執行された。その陸海軍省として最後の委員長は、梅津陸軍大將が務めた。

GHQ の宗教関係将校 3 名が視察する中、同祭では降伏文書に調印した 9

¹ この降伏文書調印の日付は、靖國神社に合祀すべき戦没者の調査、選定の対象をこの日までの死没者に限定する当面の区切りとして使用されることになる。

月 2 日以前のすべての未合祀戦没者を招魂し招魂殿に鎮斎して、「氏名等」不詳、柱数不明のまま一括合祀した（118 頁【117】【118】，152 頁【167】）。ただ、「氏名等」が不詳であったため、当然のことながら対象者が正確に誰であるのかの把握も、従来の合祀基準に照らしての適格者の選別もできず、霊璽簿への記載は後日調査を待って行うこととし、この時には行われなかった¹。

したがって、霊璽簿へ招魂した霊を靖國神社の神体（鏡と剣）へ移す儀式である合祀祭（以下、これをとくに「正式の合祀祭」，「正式合祀」と呼ぶことがある）は執行されなかったのである。

(2) 陸・海軍省解体後も、旧合祀事務担当者が「氏名等」調査続行

(15) 1945 年（昭和 20 年）11 月 13 日大本営²が廃止され、続いて 12 月 1 日陸・海軍省も廃止となり、陸軍省は第一復員³省に、海軍省は第二復員省に改組された。この時点で、靖國神社合祀手続を担ってきた国家機関が消滅した。

(16) しかし、被告国も同靖國神社も、国家的祭祀としての合祀を止める意思はまったくなかった。むしろ合祀を継続するため被告国は、旧陸軍と旧海軍において靖國神社合祀のための調査及び合祀業務に従事していた人材をそれぞれ第一（旧陸軍関係）、第二（旧海軍関係）復員省に転属させ、地方を指揮して合祀未済の者を調査させ、厳しい GHQ の目を気にしながらも、「靖國神社未合祀者申告票」を提出させ続けた。

(17) 陸・海軍省廃止直後の 1945 年（昭和 20 年）12 月 13 日付けで第一

¹ この臨時大招魂祭の実態は、甲総 4 号証の神野藤禰宜（当時）の証言調書 194～196 頁に触れられている。

² 戦時中に、天皇の下に置かれた陸海軍の最高統帥部

³ 復員とは、軍人が任務を解かれて帰郷することをいう

復員次官が各地方世話部、留守業務部、復員連絡局、復員監部、第二復員省宛に出した「一復第七六号 靖國神社合祀未済の者申告に関する件通牒」は、次のように指示している（甲通8号証，121～122頁の【122】～【124】）。

大東亜戦争並に満州，支那事変に関し昭和二〇年九月二日迄に死没したる左記該当の軍人軍属にして靖國神社へ合祀未済の者は 死没者本籍地方世話部に於て調査の上 別表様式に據る申告票を逐次本省に提出相成度

すなわち，臨時大招魂祭で一括合祀した死没者の「氏名等」を調査して，正式合祀のため，指定の「靖國神社未合祀者申告票」（一人1枚のカード式）に記載して本省に提出せよというのである。この指示により被告国に提出された靖國神社未合祀者申告票（戦前の合祀上申に相当する）は，復員省が合祀適格者をひとつと選別した（戦前の合祀資格調査に相当する）後とりまとめて被告靖國神社に提供された。

(18) この「一復第七六号」通牒は，その後1986（昭和61）年までの40年間に発せられた，厚生省に保存されていただけでも約100通に及ぶ都道府県宛合祀支援・協力指示文書の嚆矢であった（1169～1161頁にこれら一連の指示文書の目録がある。甲通8，9号証，および同10号証の各枝番の文書）。

(19) 第一復員省と第二復員省は，翌1946（昭和21）年6月24日，一つとなって復員庁と呼称されるようになった。復員庁はその後，厚生省第一復員局・総理府第二復員局，引揚援護庁，厚生省引揚援護局，同省援護局，同省社会援護局を経て，現在の厚生労働省社会援護局となった。

組織は目まぐるしく変わっていくが，合祀適格者の「氏名等」調査事務を被告国（厚生省）が全面的に担い，得られた成果を被告靖國神社に提供する体制は，政治情勢に応じて糊塗されたり，微調整が加えられることはあっても，一貫して変わらなかった。

(20) 被告国から合祀適格者の「氏名等」の提供を受けた被告靖國神社は、神社としても再度点検して合祀者を確定し、霊璽簿に記載して招魂済者の正式の合祀祭を行っていく。

(21) また被告国は、臨時大招魂祭では合祀対象者を降伏文書調印の日までの死没者に限定していたが、調査が進展するにともない順次基準死没日を繰り下げ^{*}、対象者を拡大しながら臨時招魂祭を行っていった（この後も、氏名を明らかにしない招魂祭についてはGHQも禁止しなかった）。

* ちなみに、1951（昭和26）年6月4日時点では、1950（昭和25）年5月末日までに死没した者まで拡大された（152頁【167】）。

(22) 同年11月24日、軍人恩給停止のGHQ指令が発せられた。これを受けて、「恩給法ノ特例ニ関スル件」（勅令第68号）が発せられ、1946（昭和21）年2月1日から軍人・軍属及びその遺家族への恩給が停止された。

それは、半世紀に及んだ海外での戦争遂行を支えてきた経済的支援の廃止を意味した。この措置によって占領軍は、旧軍人・軍属及びその遺家族に対するこれまでのような優遇措置を許さないとする厳しい姿勢を示したのである。

(3) 1946（昭和21）年春季合祀祭

(23) 1946（昭和21）年1月、陸軍大将であった鈴木孝雄宮司に替わって、山階宮家の出身で、軍歴のない筑波藤麿が被告靖國神社の第5代宮司に就任した。同宮司の下で同年4月30日、戦後初の春季例大祭および合祀祭が行われた（GHQはこの合祀祭を視察したが、禁止はしなかった）。

同合祀祭では、前年の臨時大招魂祭で招魂したもののうち被告国が「氏名等」の調査を終え、かつ従前の合祀基準を満たしていると認めて被告靖國神社に通報した2万6964名（陸軍関係1万6856名、海軍関係1万0108名）が本殿に移され、「正式に合祀」された。この数字は、被告国が多

数の死没者の合祀資格の有無を判定できず、あるいは合祀資格無しと判定して合祀保留としたため、陸軍関係でいえば、3月末までに届いた5万余の申告票のわずか30%であった（138頁【150】の第二の四項2）。

- (24) 同合祀祭後間もなく、第一復員省業務部長から地方世話部長宛に、調査申告に当っての詳細な注意事項が送られており、上記合祀祭に当って被告国が上記のように多数の死没者を合祀保留とした理由を読み取ることができる（126～128頁【128】～【130】）。

たとえば、「玉砕、海没、航空自爆等」遺体が発見されないため「戦死確認（認定）」とされているものや、「戦局、戦況の実相上屍体の判別、又は収集整理等が十分に実施困難と認められる部隊或は場所、時期に属する」のに戦死と断定されているものは、いずれも生存の可能性があるとして保留した。また「死因が戦役（事変）勤務と関連性乏しいもの」や「死因が戦役（事変）勤務と関連があると一応認められるが、不適格者の疑いあるもの」等も合祀保留としたのである（126頁【129】）。

なお、1946（昭和21）年4月15日付けの一復第744号「復員留守業務規程」（123頁【127】）は部隊長に対し、「靖國神社合祀を不適当と認むる者に関する理由書」の作成、地方世話部長への提出を要求している（第33条二号4）。

3 GHQによる将来の合祀祭禁止から占領終結まで

(1) GHQによる将来の合祀祭禁止

- (25) 前年12月の通牒（前出の一復第七六号「靖國神社合祀未済の者申告に関する通牒」）により、靖國神社未合祀者の調査が軌道に乗ってきたとの認識をもった被告国は、1946（昭和21）年秋の合祀祭に向けて地方に指示し靖國神社未合祀者申告票の提出を急がせた。同年8月末までに、陸軍関係

だけでも約12万名（同年春の合祀祭保留者約3万4000名を含む）の申告票が到着したので，うち5万3630名を合祀適格者として9月中旬に被告靖國神社に通報した（前掲138頁【150】の第二の四項2。残りの者は保留）。

- (26) ちょうどその頃，GHQは被告靖國神社側を呼出し，「今後合祀祭は之を行ふべからざること」，さらに「遺族への通知も許可せざる」旨通告した。驚いた被告靖國神社はすぐに折衝に出向いたが，GHQは聞き入れなかった。

ようやく，すでに臨時大招魂祭で招魂済の1945年（昭和20年）年9月2日までの死没祭神について，「氏名等」を調査し判明したものから順次本殿内に祀ること（占領終結まで，被告靖國神社はこれをとくに靈璽奉安祭と呼んだ）だけは認めてもらい，「将来の合祀祭禁止」を受け入れた（135頁【141】の『靖國神社祭祀に関する靖國神社とG. H. Q宗教部（主務者バーンズ氏）との交渉顛末に関する件』昭和22年末作成）。

- (27) この経過から，間近に迫っていた1946（昭和21）年秋の「合祀祭」は急遽中止され，以後占領軍が撤退した1953（昭和28）年までは毎年，前述の靈璽奉安祭のみが行われ，本格的な合祀祭が行われることはなかった。

(2) 被告国，窃かに合祀適格者の調査を続行

- (28) 被告靖國神社は，今後の合祀祭執行をGHQから禁止されたことを同月（昭和21年9月）中に被告国に通報した。被告国はGHQの姿勢の厳しさに驚き，第一復員局と第二復員局とが，合祀適格者の「調査をこのまゝ続行するか，或は連合軍に諒解を求め此のまま続行するか，中止するかに就いて」協議した。結局，被告国は「種々研究の結果，復員全般に及ぼす影響上已むを得ず申告票の提出を止め 調査を中止するに至った」（150～151頁【150】要旨^{*}の「第二 終戦後の状況」五項）。

* この文書の作成者は文面上は不詳であるが，陸軍野紙に手書きされ

ている事実、その記載内容、およびこの後復員局から被告靖國神社に引き渡された「靖國神社合祀者資格審査綴」の巻四に綴られていたこと等から、復員局に移籍し合祀事務を担当していた旧陸軍軍人がまとめたものと推測される(1190 頁の備考欄参照)。なお、上記文書の第二の五項冒頭に「昭和 22 年 9 月中旬」とあるのは、「昭和 21 年 9 月中旬」の明らかな誤りである。

- (29) しかし、実際には被告国（復員局）の担当者は強い使命感を以て、合祀適格者の調査を秘かに続行していた。この間の事情を上記「要旨」は、次のように赤裸々に記している（「一括合祀者人名調査中止後の措置」の項）。

「連合軍の神社に対する指令に伴ひ 未合祀者の調査は一旦中止したが、此のまま放置するときは百萬以上の無名の祭神、終戦後死没し合祀有資格幾萬英霊に対し 將又之等の遺族に対し、後世に対し 是に申譯のないばかりか 靖國神社としては此後祭祀を維持存続するためには遺族に基盤を求めなければならない。然るに祭神大多数の個々の人名が判らない様では不可能に付き、第二復員局と協議して合祀事務の名義を止め 生死不明者、死没者究明の一貫作業とすることとし 窃かに別冊の通調査中止に伴ふ前後措置を地方復員局を経て各地方世話課と連絡して 新たに死没者の連名簿の形式を以って未合祀者の報告を求め之を基に爾後の調査を続行した。」

1946（昭和 21）年秋の合祀祭禁止を知り被告国があわてて中止したのは、結局「合祀事務」という呼称のみであって、未合祀者(合祀適格者)の調査作業自体は、熱意を以て、占領軍の目を盗んで継続したのである。その際、被告国の担当者が、将来の靖國神社祭祀は遺族によって担われざるを得ないことまで見通し、同神社とその祭祀を将来にわたって無事存続させるには、そこに誰が祀られているのか、合祀者の「氏名等」を明らかにし、合祀者の遺族に通知することが不可欠であると認識していたことは、本質を見抜いたものであった。

- (30) 「新たに死没者の連名簿の形式を以って未合祀者の報告を求め 之を基に 爾後の調査を続行した」成果は大いに上がり、同文書によれば、「各地方世話部では種々の障碍を排して連名簿を作製して本局に提出せられ、此数は昭

和 22 年 10 月末迄（の 1 年間--原告ら註）に約 65 萬名に達した。 本局では急速に調査し、之を別紙様式の名簿化して靖國神社に通報を準備した。此数 60 萬餘に達した。」という。

被告靖國神社では、被告国によるこの調査と通報を受けて順次靈璽奉安祭を行っていった。しかし、被告靖國神社が現実に靈璽簿に記載して正式に合祀できた柱数は、1947（昭和 22）年春と、翌年春の 2 回を合わせてもわずかに 11 萬名足らずにとどまった。

正式合祀が、通報を受けた上記 60 萬余の約 6 分の 1 にとどまった理由については後述する（（35）参照）。

（3） 被告国から同靖國神社へ、合祀関係書類引渡しと事務引継

（31）将来の靖國神社合祀が禁止されてから 2 年後、1948（昭和 23）年夏、被告国や同靖國神社を再び震撼させる事件が起きた。被告国が敗戦後も傷痕軍人記章¹を交付し続けていたことが長野県で GHQ の目に留まり、占領政策に反するとして即刻中止を命じられたのである。

被告国は GHQ の姿勢の厳しさを深刻に受け止め、「本件は祭神調査事務と直接関係はないが、・・・その他の復員庁内部の事情からして、調査事務の続行不可能となった」と判断、同年 8 月 2 日、復員局担当者が急遽被告靖國神社に出向き、権宮司室において、池田権宮司ら被告靖國神社幹部 4 名と祭神調査事務引継について協議した（149 頁【163】祭神調査事務引継の件の A「本問題の発生の原因」の項。同文書は被告靖國神社による記録である）。

（32）いずれも被告靖國神社による記録である 140 頁【151】，148～1

¹ 1938（昭和 13）年施行の傷痕軍人記章令に基づき、戦闘や戦闘に準ずる公務のために傷痕を受け、又は疾病に罹った者（甲）、ならびに普通公務のために傷痕を受け、又は疾病に罹った者（乙）に賜与された。敗戦までは戦傷もまた名誉とされ、在世中はこの傷痕軍人記章を着けることを許され、社会的に尊敬され、優遇を受けた。傷痕軍人記章令は戦後も廃止されずに生き残り、本件を引き起こす結果となった。

50頁【161】～【164】の記載内容を総合すると、上記協議以降同年11月までの約4か月足らずの短期間に、被告国と同靖國神社の担当者間で、靖國神社合祀継続のため、次の事項が繰り返し慎重に協議・合意され、実行に移されたことが明らかである。

- ① 被告国がこれまで行ってきた祭神調査事務を今後どうするか
→ 被告国としては1948（昭和23）年9月以降中止
- ② 被告国保有の靖國神社未合祀者申告票等の処理をどうするか
→ すでに被告国で収集済の申告票約30万名分、および連名簿約120万名分は被告靖國神社に引き渡す。被告靖國神社はGHQとの関係を特に留意して保存すること
- ③ 被告国保有の「靖國神社合祀資格審査方針綴」、 「靖國神社合祀関係諸條規綴」の処理をどうするか
→ いずれも被告国に別本を残し、被告靖國神社に引き渡す。被告靖國神社はGHQとの関係を特に留意して保存すること
- ④ 未合祀者の調査を今後どうしていくか
→ 未調査の残数は約50万名と推定しているが、申告票・連名簿の作製送付を指示できなくなったので、今後は地方世話課の発令した公報各一部を復員局でとりまとめ、これを被告靖國神社に回付する方法により未合祀者を通報する（遺族の自発的申出により合祀してはどうかという案が出たが、被告靖國神社としては、合祀適格者を全部網羅できない、合祀不適格者も合祀する結果となる、との理由で賛同せず）

(33) このような事情から、1948（昭和23）年12月以降、占領終結の翌年の1954（昭和29）年までの5年間、被告国は地方で発令された公報をとりまとめ、これを被告靖國神社に回付して合祀適格者を選別・決定、合祀させるという形をとった。

(34) 被告靖國神社はこの期間は、被告国から引渡しを受けた「収集済申告票約

30 万名分、および連名簿約 120 万名分」(計 150 万名分)を整理し、これに記載された合祀予定者名を既合祀者の祭神簿と照合して重複者を排除したり、死亡日・死亡場所・所属部隊等から死亡原因(合祀資格)に疑問がないかを調査したりの作業を行った。新たに回付を受けることになった公報に記載された死没者についても同様の作業を行った。その上で、死亡の事実が確かで、死亡の原因が従来の合祀基準に合致し、かつ重複合祀ではないことが確認できた死没者について、正式合祀をしていった。

- (35) それまでは被告国がしていた合祀資格の有無の調査を、初めてほぼ全面的に神社内部で行うようになったことや、申告票・連名簿・公報には重複、生存者を記載する等の誤り、死亡原因が不確定な記載等が多かったことから、確認に時間を要したり、確認ができないものが多数発見され、合祀は遅々として進まなかった。

(4) この間の靖國神社合祀者数

- (36) ここで、敗戦後、占領終結の前年 1951 (昭和 26) 年までの年ごとの合祀者数(陸軍・海軍関係合計)を記載しておく(152 頁【167】記載の集計による)。

1945 (昭和 20) 年	0 (臨時大招魂祭のみ)
1946 (昭和 21) 年	2 万 6 9 6 4 (合祀祭)
1947 (昭和 22) 年	5 万 9 3 5 2 (霊璽奉安祭)
1948 (昭和 23) 年	4 万 7 7 0 6 (霊璽奉安祭)
1949 (昭和 24) 年	3 万 0 1 4 6 (霊璽奉安祭)
1950 (昭和 25) 年	1 2 万 1 1 4 5 (霊璽奉安祭)
1951 (昭和 26) 年	6 万 5 1 7 9 (霊璽奉安祭)
(計)	3 5 万 0 4 9 2

- (37) 第 22 回国会の「衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委

員会」（昭和30年7月23日）に参考人として出席した被告靖國神社の池田良八権宮司（当時）はその時点で、敗戦当時の未合祀者数は約200万名と推計している（396頁【390】，甲総6号証の3・同じ会議録の抜粋2頁）から，上記6年間の合祀者数は未合祀者数の2割にも達しない遅々たるペースであった。

なお池田権宮司は，同じ会議の席で，「結局，ただいまどうなっておるか
と申し上げますと，お名前をお調べいたしましてご本殿におおさめ申し上げ
ましたおみたまが，大体七十六万柱ばかりいらっしゃいます。・・・あとま
だ大体百二，三十万のおみたまが，その霊璽簿に謹戒されない方々がおいで
になります」とも述べているから，1952（昭和27）年から1955（昭
和30）年春までの3年半の間の合祀者は，ややペースが上がって約41万
名であったことになる。

- (38) なお，念のため付言すると，敗戦の1945年（昭和20年）年までの合祀者数は，わずかに約37万5000名（うち約10万名は戊辰戦争以降日露戦争までの戦没者）であった。

第2 占領終結による靖國神社合祀の推進

靖國神社合祀への被告国の関与という観点で、1952（昭和27）年4月28日の講和条約発効・占領終結以降の時期を観ると、大きく2期に分けられる。1956（昭和31）年4月19日付けで厚生省引揚援護局長が出した通達「援発第3025号」（以下、3025号通達という）までの4年間と、それ以降である。

1 3025号通達まで

(1) 国会、政府に靖國神社合祀推進を迫る

(39) 1951（昭和26）年9月8日、サンフランシスコにおいて対日講和条約と日米安全保障条約が調印され、両条約とも翌年4月28日に発効した。これによって、GHQは解体、占領軍としての連合国軍は撤退したものの、アメリカ軍は今日に至るまで日本に駐留を続けることになった。

(40) 占領の終結とほぼ同時の1952（昭和27）年4月25日、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法という）が成立、同月末日交付され、同月1日に遡って適用された。1953（昭和28）年8月1日には恩給の一部を改正する法律の制定により軍人恩給が復活した。こうして軍人軍属戦傷病者や戦没者遺族等に対する経済的援護が開始された。

(41) このような社会情勢の変化を背景に、国会では、占領終結を目前にした1952（昭和27）年冒頭から3025号通達による被告国の合祀支援・協力が軌道にのる1956（昭和31）年まで、まるで関を切ったように靖國神社合祀や遺族への合祀通知の推進を政府に迫る議員の発言が相次いだ（354～421頁【356～393】）。

以下、その主要なものを(42)から(44)まで三つ取り上げる。当時の国会議員の意識もさることながら、新憲法の政教分離規定による制限を一応口にし

ながらも本音では議員の発言に呼応する政府側委員・大臣の姿勢が際立っている。少々長くなるが、核心部分のみ抜粋して引用する。いずれも本会議ではなく委員会における発言である。

- (42) まず、1952（昭和27）年7月30日の第13回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で、川端佳夫、若林義孝、逢澤寛の各委員（議員）が、占領軍が去ったこの機会に靖国神社合祀および遺族への合祀通知を推進すべきだ、費用も国で出すべきだと主張して、木村忠二郎政府委員（引揚援護庁長官）との間で次のようなやりとりを展開した（371頁【364】，甲総6号証の1）。

○川端委員

・・・こうして独立し、そうして関係方面の干渉もなくなった今日でありますから、私はこの機会に伺いたいと思うのでありますが、まず26年の5月31日までに合祀されております英霊が150万ある。この150万というのは、まだ遺家族に対して正式に合祀されたという通知が出ておらぬと聞いております。・・・このことは事実でありましょうか、お伺いいたします。

○木村（忠）政府委員

靖国神社に対しまする祭祀につきましては、昭和21年で行いましたか、一応靖国神社に全部の祭神を祭祀するということで、御祭祀申し上げてあるのでございます。・・・そのうちで、祭神として祭神名簿に登載いたしまして、そうしてこれを合祀をいたしまして、さらに遺族に全部通知をしてしまった、済んでおるといものが、27万7950ということに相なっております。従いまして、大多数のものにつきましては、今お話がございましたように、通知が未済なのでございます。・・・

・・・われわれといたしましてはできるだけすみやかにわれわ

れの方でお手伝いをいたしまして、つまり憲法に違反しない限度におきましてお伝いすることを考えなければならぬというので、ただいまどういうふうにしたらよろしいかということにつきまして、靖国神社の側と相談をいたしながら今準備を進めておるわけであります。・・・この通知は單なる普通の手紙ではいけないのであります。従いましてこれにつきましては、相当鄭重に扱わなければなりませんので、経費といたしましては相当多額の経費があるのであります。現在の靖国神社といたしまして、それだけの経費がちよつと出にくいような状況でございますし、またその事務を処理いたします諸経費等につきましても、相当多額のものがかかるようでございます。従つてわれわれといたしましては、これをいかにしてうまくやるかということにつきまして、目下研究をいたしております。できるだけすみやかにできますようにいたしたいと考えております。

○川端委員

御事情は一応承りました。役所としてもやりにくい立場がございまいしょうけれども、靖国神社の関係は、国民の感情の上から行きましても非常に注目を浴びておる点であります。私は何か方法が講ぜられなければならないものだと思うのであります。・・・われわれのところにも遺家族の方から盛んにこれの陳情を受けております。従つてこれは聞くところによりますと、全部通知をすると一億いるとかいう話も聞いておりますが、・・・一億くらいの程度のものなら、・・・役所の方で具体的に何か方法はないのでありましようか。・・・

○木村（忠）政府委員

神社のお祭りに関しますことは、すべて宗教的な問題になり

ます。従いまして、これは現在の憲法の解釈からいたしますと、それに関しまするものに直接国が金を出すということは、憲法上はどうしてもできません。

従いましてこれに対しまして、いかにしたらよろしいかということにつきましては、われわれといたしましても十分研究いたしたいと思っております。

○若林委員

関連して……。靖国神社の取扱い方につきまして、・・・私は積極的な方途を講じていただきたいと思うのであります。他の神社は別でありますけれども、この靖国神社につきましては、いわゆる宗教宗派を超越した国民的儀礼ということに重点を置けば置けないこともない考えるのであります。・・・いわゆる国家の強制力をもつてとつた者をおまつりをすることで、英霊に対してはなはだ相済まぬという、ほんとうに盛り上つた国民の宗教情操というか、この上に立たなければならぬという意味の方に重点が置かれておると私は考えておりますから、そういう意味でひとつ——今川端委員から発言せられましたように、靖国神社に関しては、遺族がこうあつてもらいたいということを、神社側でできなければ役所側としても何らかの名目でひとつ援助推進をしていただきたい。・・・

○逢澤委員

・・・靖国神社合祀に対するいろいろの資金とか、あるいはそういうようなものを積極的に出すということは、・・・実際問題として必要性のあるということは、これは長官といえどもよく了承しておられると思います。・・・これは私どもの見地から言うと、この引揚げ促進と引揚げ援助に対することとあまり差のない

ことだと思う。片方はもう戦死しておる。あるいは戦病死しておる。その霊と化しておるものをここにまつ。それをうちに帰す。…靖国神社に遺骨を届けるということで考えたならば、…政府が真にこうしなければならぬというような気持があるならば、私は今少しく熱心な研究を施すならば、あえて憲法に違反することはないと思います。…

(43) 二つ目に取り上げるのは、3年後の1955（昭和30）年6月22日の第22回国会参議院予算委員会でのやりとりである。靖国神社合祀に直接関わる経費を約1億円と見積もっていた佐藤清一郎委員（議員）と川崎秀二厚生大臣との間で、これを国費でまかなえないかに関して次のようなやりとりが行われた（390頁【385】）。

○佐藤清一郎君

…この合祀者の通知状、これが7070万円ばかりございますが、それから祭神簿費、これが1770万円、それから索引簿費、これが1080万円と、大体1億程度のものは、どうしてもこれは厚生省におきまして…今の引揚者援護費等のうちにおきまして何とかせなければならぬ私は費用ではないかと考えるのであります。…こういったような、遺族に対する処遇の一環といたしまして靖国神社のどうしても出さねばならぬような経費というものは、寄付というようなものによってまかなうべきでないと考えるのでありますが、これにつきまして川崎厚生大臣の所見を承わりたいと思います。

○国務大臣（川崎秀二君）

…靖国神社の合祀がおくれているということについては私は御遺族の心事を思うときにまことに遺憾のことと存じております。しかしながら、御承知のように靖国神社は今日では宗教団体

でありまして、・・・国が直接合祀に対して援助をいたすわけには参らないことをはなはだ遺憾に思っておる次第であります。・・・しかしなお政府の気持といたしましては、法の許す範囲内でもって何らかの方法でお手伝いをいたしたい。その措置を今日研究をいたしておるような次第でありまして、この点は十分に御了承願いたいと思うのでございます。

- (44) 最後に取り上げるのは、同年（１９５５・昭和３０年）の１２月８日の第２３回国会参議院予算委員会における堀内一雄委員（議員）と山下春江政府委員（厚生政務次官）とのやりとりである。二人のやりとりから、昭和３０年度予算には一時「靖国神社合祀推進費」の性格を有する２８００万円の予算措置がなされたこと、しかしそれが憲法違反であるとの指摘があり結局それは予備費に組み込まれてしまったこと、これを受けて昭和３１年度予算に改めて「合祀調査費」の性格を有する予算要求がなされたこと、合祀に直接関係する費用についても今後検討していくとの政府の姿勢等が明らかである（３９０頁【３８５】，甲総６号証の４）。

○堀内委員

私は戦争でなくなった英霊の靖国神社合祀の問題で厚生政務次官にお伺いしたいと思うのであります。・・・

先般の戦争でもってなくなった英霊２００万の中で、まだ１１０万柱以上のものが靖国神社に合祀されておらないのでございますが、まずこの現状についておわかりの程度をお伺いしたい。

第二は、この前の特別国会の際に、・・・靖国神社へ合祀促進のために、特別な意味において、２８００万円だけ一時予算の中に計上したのが憲法違反になるというようなことで、それが予備費の中に入ってしまった。その後において、これを適当な方法で処理しようというようなことであつたにかかわらず、・・・やは

り依然として憲法の関係があるので、この金がやみからやみに今消えてしまいそうな状態になっているのでございます。こういう問題についてももしおわかりでございましたら、ある程度お伺いいたしたい。

○山下政府委員

・・・先生のお話の通り、憲法の建前上、ただいまの場合では、どうしても政府が直接合祀に参加することは適当でないと思えます。

これまでも、合祀のために靖国神社から厚生省に対して経歴等の照会がございました。これに対しましては、復員業務の一環といたしまして調査の上、回答を行なっておったのでございます。この業務を進めることによりまして、靖国神社の合祀の促進に役立つことができると考えております。ただ、いま未だ合祀されていない方の数は、お説の通り約110万柱になっておりまして、今後、今のような状態でございますと、おおむね3年間には合祀を終ることができるであろうと考えております。大体それが遂行できるように、事務を運んでおる次第でございます。・・・

○堀内委員

今の未全祀の方は、3年以内にできるということは事務当局の計画かもしれませんが、・・・現在の状態を見て、3年以内にできるということがどうして言えるかと思うのであります。厚生省の今の事務手続の方でもってある程度までやる、また今度予算が出るということを若干聞いておりますが、私は今のような状態では、3年以内にできるなどということは、絶対にないということをごをここで申し上げたいのでございます。そういう意味からも、・・・ここは真剣に政府部内におきましても取り上げられ、・・・特別

に御努力をお願いいたしたいと思います。

○山下政府委員

・・・どうも言うことが当てにならないというおしかりでございますが、そういうことのないように、この３年間にこれを貫徹することができますように、初めて今年新たな予算を要求いたしました。この予算は、３年間に完成するという目途のもとに計上いたしました予算でございます。これをぜひ通過させていただいて、所期の目的を達成したい。かように考えておる次第でございます。

○堀内委員

その予算というのは、おそらく先ほど次官が言われた政府において作成する名簿とか、調査その他に対しての予算のことと存じますが、靖国神社それ自体においてお祭りする関係の経費その他の経費があるのでございまして、・・・その辺についても一つよく御検討を願いたいと思います。

○山下政府委員

それはかつて堀内委員とも、ともに苦しんだ最も重要な点でございます。厚生省の予算というものは、そういう方には使えないのじゃないかということでございますが、私ども政府にたとい参りましても、その最初に考えました考え方を変えたわけではないのでございますから、あらゆる角度から努力をいたしまして、その困難な道の打開にも何とか突っ込んで処理いたしていきたいと存じておる次第でございます。

(2) 被告国が合祀事務の表舞台に復帰——未合祀者調査の再開

- (45) 占領終結および国会論議を追い風にして、1954（昭和29）年頃から、被告国が再び靖国神社合祀事務の表舞台に戻ってくる。被告国が未合祀者の

調査および合祀資格審査を再開しようとしていたことを示す厚生省引揚援護局復員課の文書が残っている。同年3月15日付けの「旧陸軍関係靖國神社合祀について（案）」と題する文書である（193頁【181】）。同文書には次のように記載されている。

一 要旨

旧陸軍関係靖國神社未合祀者（昭和20年秋の大祭前に死亡した者で実質的には合祀されているが霊璽簿が奉安されていない者を含む。以下同じ）約150万柱の速やかなる合祀を図る。

これがため

- (一) 世話課は未合祀者中援護法の年金弔慰金を可決裁定された者のうち 明確に
従前の合祀基準に該当する者について あらためて速やかに合祀^{ママ}手続をする。
- (二) 前号以外の者の合祀要領については、なるべく速やかに研究のうえ措置する。

二 要領

- (一) 靖國神社は、昭和20年合祀者中の通知未済者及び昭和24－28年合祀済者を本年 月までに左記様式靖國神社合祀者名簿をもって世話課に通知する。

（靖國神社合祀者名簿の様式、およびその註書きは省略－原告ら）

- (二) 世話課は 昭和13年以后死亡し 援護法の年金弔慰金を可決裁定された者
の中の未合祀者の中で 明確に別紙の従前の合祀基準に該当する者について
左記様式祭神名票を調整して靖國神社に送付する。

（祭神名票の様式、および以下の記載は省略－原告ら）

（案）とは題されているものの、同文書は被告靖國神社にも交付され、同被告が所蔵する「昭和26年以降昭和33年まで 審査関係綴」に編綴されていたこと（1185頁参照）、および同文書には国と靖國神社の作業分担が具体的に示され、後の3025号通達に通じる内容であること等から、同文書は被告国がこの頃から合祀事務の表舞台に復帰し、靖國神社未合祀者調査および合祀資格審査を一部再開していたか、少なくとも全面的に再開する準備をしていたことが明らかである。

(46) それから2年後の1956（昭和31）年1月23日には、被告国（厚生

省引揚援護局復員課）が被告靖國神社に出向き、「昭和31年度政府予算に戦没者調査費480万円の計上見通しが出来たので靖國神社合祀事務の状況を聴取し打合せ」を行った（194頁【182】）。前記（44）で紹介した参議院予算委員会で、山下春江政府委員が「この3年間にこれ（靖國神社合祀一原告ら註）を貫徹することができますように、初めて今年新たな予算を要求いたしました。・・・これをぜひ通過させていただいて、所期の目的を達成したい。」と答弁してからわずかに1か月半後のことである。

（47）上記打合せから2週間後の同年2月9日、被告国と同靖國神社とは「これからの靖國神社合祀事務打合会」を引揚援護局の調査部長室で開催した。この打合会で、「予算を検討した結果」未作製の合祀名票（＝祭神名票）は引揚援護局と被告靖國神社とが分担作製することになっていたものを（昭和29年10月合祀を除き）復員課が全部作製するように、また祭神簿は引揚援護局が作製することになっていたものを被告靖國神社が全部作製するように役割分担を変更した。

（48）同月11日、厚生省は、再開後の靖國神社合祀および合祀事務の進め方についての考え方をとりまとめ、引揚援護局復員課長名で各都道府県世話（援護，社会）課（部）長および各復員連絡局，同支部長宛に発する。それが「復員第76号 今後における靖國神社合祀事務協力要領について」であるが、同文書には別冊「旧陸軍関係靖國神社合祀事務協力要綱（案）」および「同要綱案についての説明」が添付されており、2月20日までに同要綱（案）についての意見を求めている（198頁【187】，195頁【184】，197頁【186】）。

（49）上記要綱（案）には、「大東亜戦争戦没者の合祀を今后概ね3年間で完了することを目途として、その合祀事務に協力する。」こと、および「神社合祀事務体系を概ね終戦前のものに準じたものに改める。」ことが方針に掲げられていた。具体的な作業手順としては、「都道府県が合祀予定者を選び、

引揚援護局に報告する。これを審査したうえで援護局が合祀者を決定し、靖国神社に通報する。」こと、および「神社は援護局の通報に基づき合祀の祭典を行い、合祀通知状を市町村役場などを通じて遺族に送達する。」との計画と分担が示されていた。

この要綱（案）の「説明」では、「戦没者の合祀は形式的には靖国神社が行うものであり、国及び都道府県はこれに協力するものである。」としつつも、「合祀者の選考に関する限り実質的には国及び都道府県でなければ実施不可能である。そこで、明年度以降においてはこの事務の実体に即応するよう事務体系を改める」との理由を述べた上で、「従来靖国神社で選定し決定していた合祀者を、今後は都道府県が選定し、厚生省で決定し、靖国神社へ通知するということに改めたのである。」と解説している。

- (50) 合祀者を「従来靖国神社で選定し決定していた」との記載は、戦後の靖国神社合祀に関する説明としては不正確である。すでに詳細に跡づけたように、旧陸・海軍省解体後1948（昭和23）年秋に中止するまでは、戦後においても被告国（復員省、復員局、復員庁等、のちの厚生省）が戦前からの合祀基準に基づき合祀適格者を選定、これを被告靖国神社に通報していた事実がある（**2項の（2）**参照）。被告靖国神社が合祀基準に照らして自ら合祀者を選定していた期間は、被告国から合祀事務を引き継いだ1949（昭和24）年から5年間ほどのことでしかない。しかもその期間中でも、被告国は死亡公報を取りまとめて被告靖国神社に送付する形で、死没者を同神社に通報していたことはすでに述べた（**3項の（3）**参照）。それなくしては、被告靖国神社は、そもそも死没者を認知することすらできなかった。

- (51) 次いで同年同月25日、厚生省引揚援護局次長名の「二次第31号 旧海軍関係靖国神社合祀事務について」と題する各地方復員部長宛の通知が出された。同通知は、次のように指示している。

復員関係諸官庁は、靖国神社未合祀者の合祀諸事務を概ね昭和33年度末ま

でに完了することを目途とし、その事務に協力することとなったが、本件につき神社当局と打合せの結果、左記のとおり事務を取り進めることとしたので了知のうえ、しかるべく取り計らい願いたい。

記

- 一 本事務は概ね終戦前のものに準じて行う。即ち神社当局よりの次回合祀要素（柱数その他）に基づき、在籍庁にて予定者を選衡のうえ、引揚援護局に通報する。
- 二 引揚援護局は、在籍庁の報告を審査して合祀予定者を決定して神社に通報する。
- 三 神社は、引揚援護局よりの通報に基づいて合祀者を決定し合祀の祭典を行い、その遺族に合祀通知をする。

（以下、省略）

ここに指示されている役割分担は、被告国が「合祀予定者」を決定して被告靖國神社に通報する、被告靖國神社はこの通報に基づき「合祀者」を決定して「合祀の祭典」を行うというものであり、戦後旧陸・海軍解体後続けられていた靖國神社合祀事務のありかたを踏襲するものである。前記要綱（案）では厚生省が「合祀者」を決定することに改めたと明言していたことから、明らかに変化している。

この点は、同月中に作成された「旧陸軍関係 靖國神社合祀事務協力要綱（第二案）」においても「神社は（引揚援護局から一原告ら註）送附された祭神名票にもとづいて合祀者を決定し、春秋二季に合祀祭典を執行する。」と変更されており、厚生省が合祀者を決定するとの記載は消滅し、厚生省が祭神を決定することの憲法上の問題が意識されていたことがうかがえる（200頁【190】の四、五項）。

- (52) 上記のような打合せ、検討、調整を経て、占領終結後の靖國神社合祀の枠組みである3025号通達の内容が確定されていく。同通達が出される1956（昭和31）年4月19日まで、あと2か月の時期であった。

以 上

（3025号通達以降は次回準備書面に続く）

(53) しかし、この要綱（案）の中身は、2カ月後の4月19日付引揚援護局長名で出された通知「援発三〇二五号」に付けられた「靖国神社合祀事務協力要綱」では手直しされ、「神社の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる」「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名票」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「国から送られてきた名簿に従って神社はお祀りするにすぎない」と主張するのに対し、政府は一貫して「神社からの照会に調査回答しているだけ」という立場で、見解が分かれている。

ただ、国は56年からの3カ年計画で合祀を積極的に進めた。翌春の合祀に備え、同年8月には年末まで計約20万人分の祭神名票を提出するよう都道府県に指示。合祀予定者のノルマを課したり、作業が遅れている都道府県には迅速化を促したりし、57年には年間47万人も合祀するなど合祀者数を急激に伸ばした実情がある。（一部略）

(54) おおはらやすお 《遺族援護行政として推進》

そこで、昭和31年4月19日、厚生省は靖国神社の照会に応じてその都度合祀者の選考基準を決定し、都道府県や国の関係機関がこれに該当する者を所定の「祭神名票」に記入、これを厚生省がまとめて靖国神社に送付し、神社はこれに基づいて合祀する—という官民一体の共同作業による合祀方式を編み出した。

合祀者の選考基準は先の大戦の総力戦的性格から漸次拡大していくことになるが（国家総動員による徴用者、防空業務に従事した警防

団員など），この一連の流れを瞥見（べっけん）すれば，靖国神社の法制度上の位置づけが時代によって異なっているとしても，合祀が常に公的な基準に沿ってなされ，その基準もおおむね共通していることが分かるだろう。

資料集では厚生省の積極的な姿勢がより明確に示されており，合祀者の選考についても厚生省と靖国神社が緊密に協議してきたことが判明する。このような経緯を見て「政教分離原則に違反する」との批判が予想通り出てきた。厚生省は決して突出した動きをしたのではない。国会や民間の強い要望を受けて遺族援護行政の一環として推進したまでのことである。現にこの方式は昭和46年まで続けられたが，その間ほとんど問題とされることはなかった。

（おおはら やすお）

(55)

2 3025号通達

都道府県宛の指示は，三つの内容

- ① 原簿を整備せよ
- ② 選考して祭神名票に記入・送付せよ
- ③ 合祀通知状を遺族に届よ

(56) この状況を受け，被告国が強力な支援・協力に乗り出した。1952（昭和27）年に遺族援護法が成立したが，その4年後の1956（昭和31）年2月11日，厚生省引揚援護局復員課長は，各都道府県世話（援護，社会）課（部）長，各復員連絡局，同支部長に対し，「今後における靖国神社合祀事務協力要領について」と題する指示（甲1号証の2・復員第76号）を送り，靖国神社合祀事務への協力を別冊要綱（案）に沿って実施したいとし，同要綱（案）に対する意見を収集した。

(57) 上記手続を経て、同年4月19日、厚生省引揚援護局長は、各都道府県に対し、靖国神社合祀事務への協力を指示する次のとおりの通知（甲1号証の3の1・援発第3025号）を発した。この通知の写しは、被告靖国神社にも送付された。

靖国神社合祀事務に対する協力について

標記について、別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」及び「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」により処理せられたく通知します。

(58) その別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」（甲1号証の3の2。以下、要綱という）は、次のとおり、通知本体にはうかがえない率直な表現で、被告靖国神社の合祀事務への支援・協力を指示している。一部を除きその全文を引用する。

ア （事務協力についての基本観念）

復員業務関係諸機関は、法令に基づくその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社（以下、神社という。）合祀事務の推進に協力する。

イ （事務処理の時期的基準）

略

ウ （協力事務の内容）

協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。
その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。

エ （事務要領の大綱）

1 神社は、合祀者決定のため、戦没者であって一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項を、引揚援護局に照会

する。

2 照会に対し，旧陸軍関係については都道府県，旧海軍関係については引揚援護局及び地方復員部が担当して調査し，その結果を所定のカードに記入して，これを引揚援護局がとりまとめ，靖国神社に回付する。

3 神社は，引揚援護局より回付された戦没者のカードによって合祀者を決定し，春秋二季に合祀の祭典を執行する。

神社は，右の合祀の都度，合祀者名簿を引揚援護局及び都道府県に送付し又合祀通知状を都道府県に送付して，遺族への交付を依頼する。

オ （事務要領の細部）

引揚援護局は，神社と連絡して，前号にもとづく事務要領の細部に付き，必要な事項を適時決定し，協力事務処理全般の調整を図る。

カ （予算）

引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は，国費負担とする。

(59) さらに，通知の別冊「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」（甲1号証の3の3。以下，要領という）の指示するところはより詳細である。指示の中心は「合祀予定者の選考」とその祭神名票の記入要領に関するものである。以下，こちらは要点を拾いながら，全体を見ておく。

一 （要旨）

都道府県は，全戦没者の原簿を設定整備すること。

二 （原簿の要件）

設定整備する原簿は，これによって直ちに祭神名票の各項目の記載ができるものであること。そのために，戦没者の氏名，官等級，本籍，生年月日，死亡時所属部隊，傷病名，傷病地及び受傷り病年月日（戦死者を除く），死亡地及びその事由，死亡年月日（すなわち，前述の

「氏名等」) および靖國神社合祀の済否を記載すること。

三 (原簿の設定)

合祀事務のための二項の原簿は、恩給法等の原簿と綜合されたものであれば有利である。

四 (戦没者調査票の整備)

すでに保有する戦没者調査票のうち、本人が神社合祀に関係あるものについては、その者の戦没者調査票の記載事項を再審査すること。

五 (合祀済の旨の登記又はその点検)

満州事変より、昭和30年10月までに合祀が済んだものについては、その祭神名票を、神社又は引揚援護局から、4月以降8月までの間に逐次都道府県へ送付する。(送付する総数は約85万と予想する。)

都道府県は、右祭神明票により、合祀の済否について、原簿の記事を点検補修する。この作業終了後、祭神名票はこれを一括神社へ送付する。

六 (合祀予定者の選考基準)

戦没者中一定の合祀資格条件に該当する者(以下「合祀予定者」という。)として選考する場合のその条件は、昭和31年秋季の合祀予定者に限り左のとおりとし、昭和32年春季以降、合祀予定者については、別に定めるものとする。

1 (略)

2 軍人、軍属であつて、援護法又は公務扶助料の裁定が終わっている者

七 (祭神名票の記入)

都道府県は、前条の条件に合致する合祀予定者を選考し、祭神名票を調整して引揚援護局に送付する。記入要領は左による。祭神名票要旨は、引揚援護局が調整し、交付する。

1 「合祀」欄「祭神」欄は空欄とする。

2 勲功は省略する。

3～6 (省略)

7 祭神名票を調整したものについては、その旨を原簿に標示しておく。

八 (祭神名票の送付要領)

1 市町村別の50音順に排列する。

2 連名簿2部を添付する。

九 (新しい合祀者の原簿登録)

昭和31年春以降の合祀済者については、神社からその都度送付する合祀社名簿により、これを原簿に記入する。

一〇 (合祀通知状の取扱)

都道府県は、合祀通知状を遺族へ交付する事務についての靖国神社の依頼に対しては、事情許す限りこれに応じる。

この通知後に被告靖国神社の合祀者は一気に増加し、翌年の1957(昭和32)年には靖国神社史の中では最高年間合祀者数約47万名が記録された。上記のと通りの被告国(および地方自治体)の全面的な協力により、戦没者合祀が急速に進んだのである。

3 度重なる打合せ会の開催

(1) 合祀事務引取の打合せ会

(2) 合祀基準に関する打合せ会

4 被告国、同靖国神社に戦犯合祀を迫る

(朝日新聞3月29日)

戦没者の靖国神社への合祀（ごうし）をめぐり、旧厚生省と靖国神社が打ち合わせを重ね、一体となって合祀の基準を決めていたことが28日、国立国会図書館刊行の「新編 靖国神社問題資料集」に収録された内部文書から明らかになった。BC級戦犯の合祀について、厚生省側から、目立たないように合祀してはどうかと提案する場面の記録もある。新憲法の政教分離の原則がありながらも、合祀が国主導で進められたことを示す資料といえる。

文書は、靖国神社が所蔵する「靖国神社合祀者資格審査方針綴（つづり）」の一部。国は独立回復後の56年から3カ年計画で、停滞していた合祀事務を積極的に進めていた。文書によると、58年4月9日に「合祀基準に関する打合会」が靖国神社の社務所内であり、旧厚生省引揚援護局の職員4人、神社側の5人、奉賛会の関係者6人が出席した。

BC級戦犯に触れ、厚生省の担当者が「個別審議して差し支えない程度で、しかも目立たないよう合祀に入れては如何（いかん）。研究してほしい」と提案、神社側は「総代会に相談してみる。そのうえでさらに打合会を開きたい」と応じている。

同年9月12日の「打合会」では、A級戦犯として処刑された東条英機元首相らも含む「戦争裁判刑死者調査表」が配られ、議論になった。

厚生省側は「まず外地刑死者（BC級戦犯）の合祀を目立たない範囲で了承してほしい」と要請。神社側は「新聞報道関係の取り扱い如何で国民的反響は重要な問題として考えなければならない」と応えている。

78年に合祀されるA級戦犯の名簿が旧厚生省から神社に送られたのは66年2月。新資料によると、69年1月31日に厚生省側と

神社側がA級戦犯12人について「合祀可」と再確認し、「外部発表は避ける」とした。70年6月25日には「諸情勢を勘案、保留とする」と再確認している。

第3 「3025号通達」体制下での靖国神社合祀推進の実体

第4 A級戦犯合祀の事実経過

（3月30日「しんぶん赤旗」）

国立国会図書館は二十八日、靖国神社に関する非公開資料などを「新編靖国神社問題資料集」にまとめ、国会に提出しました。このなかで戦犯合祀（ごうし）は、旧陸海軍の流れをひく厚生省援護局と同神社が協議してすすめたこと、神社側が世論を気にして非公表を希望したことが明らかになりました。

また、侵略戦争を実施した罪で裁かれたA級戦犯について、合祀される九年前の一九六九年に、同神社が「合祀可」としていたこともわかりました。

非公開だった資料のうち、同神社作成の「合祀基準に関する打合会」によると、五八年四月九日、厚生省引揚援護局復員課職員と神社関係者が出席した第四回打ち合わせの際、同課の事務官が「B級以下

で個別審議して差し支へない程度でしかも目立たないように合祀しては如何（いかが）」と提案しました。

旧厚生省援護局は、戦前の陸軍省・海軍省の流れをくむ第一・第二復員省を引き継いだ組織で、幹部には元軍人が多くいました。今回の文書にも厚生省側について「援護局復員課（旧陸軍）」「同業務第二課（旧海軍）」と明記しています。いわば旧軍関係者が戦犯合祀に関与したことを裏付けています。

五九年四月にB C級戦犯の一部が合祀された際の厚生省の文書には「靖国神社側は最も慎重な態度をとり、この際今次合祀者中に標記死没者が含まれていることを公表せず、世論と共に極めて自然に推移するよう希望しております」と書かれています。

A級戦犯については、同省は六六年に合祀を前提に同神社に名簿を送付。七〇年ごろに神社の総代会でいったん合祀の方針を決めたことが従来わかっていました。

同神社の「合祀に関する検討資料」によると、六九年一月三十一日、神社側は同省との会合で、「法務死没者」として、A級戦犯十二人、内地未決死没者十人を「合祀可」とする見解を文書で示し、「外部発表は避ける。通知状は遺族直接に神社から届ける、県を経由することはない」などとする注記がありました。A級戦犯合祀を極秘裏にすすめようとしたことがうかがえます。

結局、A級戦犯合祀は一九七八年にひそかに実施されました。「東京裁判史観を否定しないかぎり、日本の精神復興はできない」とする松平永芳宮司の就任直後でしたが、直接の経過を示す資料は含まれていません。このとき合祀されたA級戦犯は十四人。このうち東京裁判中に死亡した松岡洋右元外相と永野修身元海相の二人は今回の資料で内地未決死没者に含まれたとみられます。

<被告靖国神社の言い分>

そこでいわゆる“A級戦犯”がどのような経緯で靖国神社に合祀されたかは次の通りです。

昭和 27 年 4 月 28 日，サンフランシスコ対日平和条約が発効，その直後の 30 日の国会で「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が成立し，戦後はじめて国による遺族援護が行なわれるようになり，翌 28 年 8 月 1 日には同法の 1 部が改正され戦争裁判による死亡者も適用対象者として認められ，遺族に対しても一般戦没者と同じように遺族年金および弔慰金が支給されることになりました。

また恩給についても，昭和 29 年 6 月 30 日の恩給法改正によって，拘禁中獄死または刑死した者の遺族は一般戦没者の遺族と同じ処遇を受けることとなり，戦争裁判受刑者本人に対する恩給も昭和 30 年の同法改正によって，拘禁期間を在職期間に通算するとともに，拘禁中の負傷または疾病を在職中の負傷または疾病とみなして同じように支給されるようになりました。

このような一連の法改正により，戦争裁判による死亡者や拘禁中の傷病者は，一般の戦没者，戦傷病者と同様の取り扱いを受けることとなったのです。つまり，まず国が A 級たると B・C 級たるとを問わず戦争裁判による死亡者を一般戦没者と同様の戦争による公務死と認定し，これを「法務死」と称して国内法上の犯罪と区別してきたのは，前章でも触れた通りで

す。

さらに昭和 31 年 4 月 19 日、厚生省引揚援護局は「靖国神社合祀事務協力について」と題する通知を同局長名で発し、都道府県に対し合祀事務の協力を要請しました。この通知に基づき、

- (1) 靖国神社は合祀者を決定するために一定の合祀資格に該当する者およびその者の身上を引揚援護局に照会する。
- (2) 引揚援護局は照会を受けた事項について都道府県や地方復員局などが調査をまとめて神社に通知する。
- (3) 神社はこれに基づいて合祀者を決定し、春秋 2 回の合祀祭で合祀する。

という方式で合祀事務への協力が進められ、昭和 31 年から昭和 46 年まで 15 年間にわたって続けられたのです。

こうした合祀事務協力のもと、靖国神社は、厚生省の引揚援護局より送付された通知「祭神名票」により新しい祭神の合祀を行なったのですが、時と共にその範囲も拡大し、軍の要請によって戦闘に参加した満州開拓団、義勇軍などから、国家総動員法に基づく徴用者、国民義勇隊員、徴用された船舶の船員なども含まれるようになり、戦争裁判による確定判決を受けて死亡した者（いわゆる“戦犯”）も昭和 34 年の春季合祀祭において一般戦没者と共に初めて合祀されました。その後、数次にわたり戦犯の合祀が進み、昭和 41 年には、いわゆる“A 級戦犯”の祭神名票が引揚援護局から送付されましたが、これを受けて靖国神社は崇敬者総代会において、“A 級戦犯”合祀を了承しました。しかし、当時国会において「靖国神社法案」（昭

和 44 年から審議されていましたが昭和 49 年廃案。)が審議されていたなどの種々の事情があつて考慮され、昭和 53 年、再度の崇敬者総代会の了承を得て同年の秋季合祀祭においていわゆる“A 級戦犯”は昭和殉難者として合祀されたのです。

以上がいわゆる“A 級戦犯”合祀に至る経緯ですが、靖国神社当局は、「神社は従来から自ら発言し、政治問題の渦中に巻き込まれぬ立場を堅持している」(社報「靖国」昭和 61 年 2 月 1 日号)と述べているように、「不言」の方針により、新聞、雑誌等あらゆるマスコミに対し見解を發表したり、質問に答え対談に応ずるようなことはしておりません。ただ「昭和殉難者靖国神社合祀の根拠」(昭和 61 年 3 月 1 日号)と題し、合祀の根拠を宮司名にて社報「靖国」に掲載しており、それによれば、「国家機関、地方自治体、公の機関では戦犯刑死者と言ふ語を用ゐず、すべて法務死亡者、法務関係遺族と言ふ用語を使用してゐる」ことを公文通知書の史料により紹介した上で「昭和 27 年 4 月 28 日、講和条約発効翌年の第 16 国会の議決により援護法が改正され、連合国側が定めた A・B・C 級等の区分には全く関係なく、法務関係死亡者、当神社の呼称する昭和殉難者とその御遺族が、一様に戦没者、戦没御遺族と全く同様の処遇を国家から受けられる事になったと言ふ事実を篤と認識されたい。援護の実施は、さかのぼって 28 年 4 月 1 日からと決った。従つて所謂 A・B・C 級戦犯刑死の方々は、その時点を経て法的に復権され、これを受けて、靖国神社は当然のことながら合祀申し上げねばならぬ責務を負ふことになった。」と述べております。このように靖国神社の立場は至極当然の事であ

り、今までの考察でもわかるようにそれに関わる手続においても何ら問題はなく、いわゆる“A 級戦犯”合祀は妥当な措置だといえるでしょう。

昭和 62 年 11 月 12 日発行

編集・発行 神道政治連盟

- (60) その後被告国が同靖国神社の合祀事務への支援・協力を廃止したことを示す証拠はない。ただし、ようやく 15 年後に、表面上は上記 3025 号通知を廃止するとうたった 1971（昭和 46）年 2 月 2 日付けの厚生省援護局長通知（援発第 119 号。甲 1 号証の 5 の 1）が出されている。同通知は、その別冊「旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領」（甲 1 号証の 5 の 2）において、対象を被告靖国神社に特定せず、「団体等」からの調査依頼への対処方法を指示する装いをこらしている（実際には、他の団体等から靖国神社と同様の照会があったことはなかった）。
- (61) しかし、現実には同通知からわずかに 8 日後の同年同月 10 日、「靖国神社から依頼された上記については、下記により実施されたく、旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領（昭和 46 年 2 月 2 日援発第 119 号）第 3 項第 2 号の規定に基づき通知する。」とした「旧陸軍関係戦没者の身分調査の実施について」なる通知（甲 1 号証の 6 の 1～6）が発せられ、結局、従来と変わらない被告靖国神社の合祀事務への支援・協力が継続されたことが推認できる（甲 1 号証の 7 の 1～2）。

第5 1970（昭和45）年11月4日通知による従来通知の廃止

5

6

7

8

第6 「行政サービス」の抗弁の欺瞞性

＜被告靖国神社の言い分＞

靖国神社は終戦まで陸軍省、海軍省の共同管轄下にあり、祭神の選定も両省が行なっていましたが、敗戦により両省が廃止されてからは、厚生省が戦争による「公務死」と認定したものを、神社において合祀することになりました。もちろん新たな祭神合祀にあたっての決定権は、昭和21年2月2日の「宗教法人令改正」によって一宗教法人となった靖国神社にあるわけですが、神社創建以来「戦時または事変において戦死・戦傷死・戦病死もしくは公務殉職した軍人・軍属およびこれに準ずる者」という合祀の選考基準に変わりはなく、戦争による公務死に該当するか否かは靖国神社当局が勝手に判定し得るところではありませんので、国の認定に従うのは当然

の手続きだといえるでしょう。

第7 結論－原告らの肉親たる戦没者は被告国と同靖国神社の共同行為によって合祀された

(62)

(63) 敗戦によって陸海軍省は解体され、靖国神社も民間の一宗教法人として再出発することになったが、多数の未合祀者に対する合祀は、陸海軍省の後身として復員業務を担当するために設けられた第一・第二復員省（後に機構が変遷し、最終的には厚生省引揚援護局）が都道府県に未合祀者の調査を指示し、その調査結果を従来の合祀資格審査基準によって慎重に検討した上で靖国神社に通報、これに基づいて神社が合祀するという方式で合祀作業が続けられた。占領下に合祀された総数は約34万6000人である。

(64) しかし、6年8カ月におよぶ占領が終結した時点でも靖国神社に未合祀の者はまだ200万人近くも存在し、これらの人々をできるだけ迅速に合祀することを強く求める声が遺族・戦友らをはじめとして、全国から寄せられ

た。民間では財界を中心にして合祀に要する経費を募金する「靖国神社奉賛会」が設立され、国会でも合祀促進の要望が続出し、政府への協力要請が何度も提案されたことは資料集に収められた当時の国会議事録でも明らかである。

(65)

(66)

(67)

臨時大招魂祭に関する1945年（昭和20年）年9月21日付け陸軍省作成の「靖国神社合祀等に関する件」と題する提案文書は、すでに見たこれまでの合祀基準、および合祀手続を変更しようとするものであった（新資料集113頁【105】）。

まず、合祀基準の変更は次のとおり提案されている。

二、合祀者の範囲を左記の通と致し度

- (一) 大東亜戦争終結迄に戦死、戦傷死、戦病死せるもの、鉄道、船舶義勇戦闘隊員等として勤務中死没せるもの
- (二) 軍需工場等に於て勤務中死没せるもの
- (三) 大東亜戦争終結前後に於て憂国の為自決或は死亡せるもの
- (四) 敵の戦闘行動に因り死没せる常人（戦災者、鉄道、船舶等に乗車船中遭難せるもの）

前記内則と比較すれば明白であるが、上記のうち(一)の前半「大東亜戦争終結迄に戦死、戦傷死、戦病死せるもの」だけは従来の合祀基準にあったものであるが、(一)の後半「鉄道、船舶義勇戦闘隊員等として勤務中死没せるもの」を含むそれ以外の(二)、(三)、(四)はすべて新しい基準である。とりわけ(四)は一言で表現すれば戦災被災者をも合祀対象に加えようとするものであり、靖国神社70年の伝統を転覆するような構想であった。陸軍省は、この提案の理由

として、次のように述べている。

国家の総力を挙げ 且本土も戦場となりたる今次戦争の特性に鑑み 敵の戦闘行為に困り死没したる者は軍人軍属に限定することなく全般的に合祀せらるるを適当と認む

陸軍省提案の第二の変更点は、日中戦争以降のすべての戦没者をその「柱数・氏名」は不詳のまま、直ちにそのすべてを合祀する「大合祀祭」を举行しようというものであった。合祀すべき祭神が不明であるのは、それを調査する時間的余裕もないまま、軍の解散が目前にあるからである。

これまでの靖國神社での合祀手続は、まず軍が戦没者個々人の戦没に至る状況を調べて、それが靖國神社での合祀基準に合致するかどうかを判定する。そして祭神として合祀すべきであるとの判定が下れば、祭神の名簿である霊璽簿を天皇に上奏し、裁可を受けるというプロセスを経るものであった。その上で、遺族の参列する靖國神社の招魂斎庭で祭神を招魂し、暗闇の中を霊璽簿とともに御羽車に乗せて本殿にまで渡御し、その霊を本殿に鎮祭する。これが招魂祭である。そして翌日になって、合祀祭を執り行うのである。つまりは、軍の調査と合祀基準による合祀すべきか否かの判定→霊璽簿の天皇への上奏・裁可→招魂→合祀、という順番である。ところが、ここでの陸軍省の提案は、この祭神の調査・確定のプロセスを後回しにして、先に合祀するというものであった（赤澤史朗著「靖國神社」34頁）。

(68) なお、「靖國神社未合祀者申告票」は、1948（昭和23）年からはその表題が「祭神名票」と変更され、他の記載事項は変わらなかったが、新たに「合祀年月日」欄と「祭神簿記載番号」欄とが付加された（141頁～147頁【153】～【160】、193頁【181】）。

日本が1952年に独立を回復して間もない時期に、国の管理下から一宗教法人として再出発した靖国神社の合祀（ごうし）事務は「国家プロジェクト」として動き始めた。国主導の合祀事務について旧厚生省が検討した原案のほかにも、都道府県にあてた一連の通知を朝日新聞社は入手した。そこから浮かび上がるのは、新憲法の政教分離原則との間で緊張関係をはらみながら、国と靖国神社、都道府県が共同で一大事業を進める姿だった。

「合祀予定者の数は概（おおむ）ね20万人とし、各都道府県別の合祀予定者は別紙のとおりとする」

独立回復から4年たった56年夏、厚生省は翌年春の靖国神社の例大祭に備え、何人を合祀するか都道府県に「ノルマ」を課した。8月8日付の引揚援護局長名の通知「援発三〇四六号」だ。

停滞していた合祀を進めるため、この年から国と地方自治体が一体となって進めた3年計画の一環だった。10月末、11月末、12月25日と締め切りを3回設け、都道府県から年内に計20万人の合祀予定者を集める目標を掲げていた。

この年の初め、全国戦没者遺族大会が開かれ、靖国神社を国の管理下に置く「国家護持」要求が決議されている。その後の10年にわたる運動が本格化する年でもあった。

3年計画にあたり、新たな合祀の仕組みが編み出された。都道府県の担当者は戦没者の氏名や階級、本籍、生年月日、死亡時の所属部隊や死亡年月日などを「祭神名票」というカードに記入。それを厚生省経由で靖国神社に送り、その戦没者を例大祭の時期に「祭神」として合祀する――。

同じ8月8日付で引揚援護局復員課長から出された通知「復員五八八号」は、「合祀予定者数は各都道府県別割当数の10%以内の増減は差し支えない」「靖国神社の作業の関係もあり、特に期限を厳守すること」と細かな注文をつけていた。

都道府県によっては作業が停滞したところもあった。57年6月6日付の復員課長名の通知では、「示された合祀予定者の数に達するよう努力されたい」と「ハッパ」をかけた。通知は同時に靖国神社にも送られた。

靖国神社が創立100年を迎えた69年。3月3日付の援護局調査課長名の通知は、都道府県の担当課長にこう指示した。

「（靖国神社は）今秋創立百年記念の祭儀を実施する計画であり、終戦後24年を経過していることなどの関係からも、同社としてはこの際、戦没者の合祀については一段落したい意向である。都道府県においては祭神名票はその全部を提出するようご配慮願いたい」

かつて陸海軍省が管轄した靖国神社は戦後、国の管理を離れたが、その意向を重視した通知だった。

こうした合祀事務は87年3月まで続いたとされる。今も合祀は行われているが、遺族の神社への問い合わせで合祀漏れがわかったケースなどが多いという。



「もともと、靖国神社は軍の機関ですよ。厚生省は軍の残務整理をするところで、軍の業務を継承する私たちが戦没者の調査票を作って、靖国神社に送るのは当然でしょう。私も不肖の身をもって処理にあたりました」

旧厚生省援護局で靖国神社に旧陸軍関係の「祭神名票」を送る仕事を担ったのは復員課（後に調査課）。その課長経験者の90代男性はこう当時を振り返った。

敗戦後の45年11月30日に陸海軍省は廃止され、かつて軍が行ってきた靖国神社の合祀事務は、陸軍関係の「第1復員省」と海軍関係の「第2復員省」にそれぞれ引き継がれた。48年5月に厚生省に統合され、同省が担当することになる。

この男性が調査課に配属された時には、祭神名票を使った合祀の仕組みは出来上がっていた。そして66年2月、調査課長名で靖国神社調査部長あてにA級戦犯の祭神名票が送られる。

「どんな議論があったのか」との質問に、男性はこう答えた。「そこまでは知り

ません。（戦犯は）国内的には公務死として認められているから、靖国神社に名簿を送るのも事務屋として当然のこと。だれをまつるかを決めるのは、靖国神社の崇敬者総代会の判断ですから」

海軍出身で援護局で復員業務にあたった千葉県内の男性（92）は48年に海外から引き揚げ、厚生省の呉地方復員部で仕事を始めた。未復員者の調査をし、生存、戦死、戦病死の整理をすることが担当だったという。

「死亡が判明すると戦死公報を作り、関係都道府県に送ると同時に、靖国神社にも一緒に配っていたというのが海軍の実情。終戦前からの習慣のようなものでした」

陸軍関係では戦没者の調査は地方自治体が担ったが、海軍関係では厚生省や出先機関の地方復員部で行っていたといい、合祀事務のシステムが違っていたとされる。

戦後、憲法に政教分離の原則が導入された。だが、合祀事務に携わった担当者の意識は、戦前から途切れずに流れていたようにみえる。

靖国合祀，国主導の原案 「神社が決定」に変更（7/29 朝日）

戦没者の靖国神社への合祀（ごうし）をめぐり、旧厚生省が1956年2月の時点で、合祀者は国が決定するなど国主導で合祀事務を実施するとの要綱原案をまとめていたことが28日、朝日新聞社が入手した同省の文書で明らかになった。「厚生省が合祀者を決めて神社に通知する」「合祀事務の体系は（靖国神社が国の管理下にあった）終戦前のものに準じる」と記している。新憲法の政教分離原則に触れる疑いが濃く、2カ月後にできた要綱では、神社が合祀者を決め、国は照会に応じるものと変更されたが、独立回復後に国が主体的に合祀を進めようと構想していた実態が浮かんた。

文書は、56年1月25日付「旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）」と、それを解説した同30日付の「要綱（案）についての説明」。

当時、戦後になって停滞した靖国神社への戦没者合祀を進めるよう遺族から要望があり、国会で議論になっていた。戦没者の調査をする都道府県の意見を聞くため

に、同年2月2日付の旧厚生省引揚援護局復員課長名の通知「復員第七六号」とともに、都道府県の担当課長あてに出された。

要綱（案）によると、（1）戦没者の合祀をおおむね3年間で完了することをめどとする（2）合祀事務体系を終戦前のものに準じたものに改める——が「方針」に掲げられた。

具体的な作業の進め方としては、都道府県が合祀予定者を選び、引揚援護局に報告。同局で審査したうえで合祀者を決定し、靖国神社に通報。それに基づき、神社が合祀の祭典を行い、神社作成の合祀通知状を市町村役場などを通じて遺族に渡す、とされた。

その趣旨について、要綱（案）の「説明」は「戦没者の合祀は形式的には靖国神社が行い、国や都道府県はこれに協力する」としつつも、「実質的には国や都道府県でなければ実施不可能で、実体に即応するよう事務体系を改める」と指摘。「靖国神社で決定していた合祀者を今後は都道府県が選定し、厚生省で決定し、靖国神社へ通知する」と解説した。

陸海軍省の管轄下にあった戦前の靖国神社では、だれを合祀するかは軍が選び、最終的に天皇が決めていた。要綱（案）では、靖国神社ではなく、国が合祀者を決定するといういわば戦前に近い形に改めようとしているのが特徴だ。

しかし、この要綱（案）の中身は、2カ月後の4月19日付引揚援護局長名で出された通知「援発三〇二五号」に付けられた「靖国神社合祀事務協力要綱」では手直しされ、「神社の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる」「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名票」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。

実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「国から送られてきた名簿に従って神社はお祀（まつ）りするにすぎない」と主張するのに対し、政府は一貫して「神社か

らの照会に調査回答しているだけ」という立場で、見解が分かれている。

ただ、国は56年からの3カ年計画で合祀を積極的に進めた。翌春の合祀に備え、同年8月には年末まで計約20万人分の祭神名票を提出するよう都道府県に指示。合祀予定者のノルマを課したり、作業が遅れている都道府県には迅速化を促したりし、57年には年間47万人も合祀するなど合祀者数を急激に伸ばした実情がある。

後に野党や宗教団体などから「政教分離違反ではないか」などと批判を受けて、70年11月に「合祀協力事務」を「戦没者の身分等の調査」に名称変更したが、その後も86年まで同様の形で合祀事務は続けられた。